

報告第 1 1 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記事件を処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 3 1 日処分）

令和 6 年 6 月 5 日提出

筑西市長 須 藤 茂



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 31 日公布）

令和 6 年 3 月 31 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月31日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 2 1 号

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。